

T O P I C

時間外・休日労働に関する協定（36協定）

■会社は、原則、労働基準法に決められた法定労働時間を超えて働かせたり、法定休日に働かせることはできないことになっています。

■法定労働時間とは、次の通りです。

- ①休憩時間を除いて、**1週40時間**
- ② // 、**1日 8時間**

■法定休日は次の通りです。

- ①毎週少なくとも**1日**
- ②（4週間を通じて4日）

■この「1週間」とは7日間という意味で、いつからいつ、と決まっているわけではありません。就業規則等で決めてよいことになっています。
もし決めていなければ、普通は日～土曜日が1週間になります。

■また「1日」とは、原則午前0時～午後12時までの暦日の1日間ですが、続けて2日間にわたって勤務した場合「1勤務」として扱い、1日の労働とします。

■1週40時間以内、と決まっている法定労働時間ですが、例外もあります。
商業、映画演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で、常時10人未満の労働者を使用する事業所では、1週44時間まで認められています。

■以上が法定労働時間ですが、この法定労働時間内で業務がこなせるかという、そうはいかないのが現実ではないかと思います。

■そこで必要になってくるのが「時間外労働・休日労働に関する協定（**36協定**）」です。
（労働基準法第36条の規定によるため）

■因みに、協定の締結以外では次のような場合、時間外・休日労働が認められます。

- ①災害等で臨時の必要がある場合
- ②公務のため臨時の必要がある場合

■逆に言えば、上の①、②以外の通常時では、会社は労働者と協定を結ばなければ、**残業をさせることはできません。**

■36協定を結ぶのには、いろいろな事項が必要となります。
その中でもとりわけ、労働者代表（管理・監督者以外）の方の印または署名は必要です。
必要事項については、また機会を改めて説明します。

■それから、一定期間での残業限度時間にも制約があります。

1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1ヶ月	45時間
2ヶ月	81時間
3ヶ月	120時間
1年間	360時間

■なお、今回は原則の労働時間制度について説明していますが、原則以外でも、次の方法で1週40時間以内にする方法があります。

- ・ 1ヶ月単位の変形労働時間制
- ・ 1年単位の //
- ・ 1週間の非定型的労働時間制
- ・ フレックスタイム制

詳しくは、ほっとしター第43～46号をご覧ください。

■このうち、1年単位の変形労働時間制の場合、残業限度時間の制約も変わります。

1週間	14時間
2週間	25時間
4週間	40時間
1ヶ月	42時間
2ヶ月	75時間
3ヶ月	110時間
1年間	320時間

■また、どうしても忙しいなどの場合、更に残業できる時間を多くする「**特別条項**」があります。
特別条項では、

- ・理由
- ・回数、期間（1年の半分以下、6回以下）
- ・具体的に期間があれば、その期間

・「労使協議を経て」と入れること
を盛り込みます。

■ただし、特別条項付きの協定でも、やはり時間外労働の限度時間については、青天井というわけにはいきません。

労働基準監督署では、年間500時間以内くらいには抑えてほしいとの指針を示されます。

■協定は毎年締結し、労働基準監督署に提出することになります。

協定を結ばずに残業させたり、命じると、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金となりますので、注意しましょう。

■もし、協定を結ばないといけない、協定の結び方が分からないなどご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

大事な お知らせ

1. 労働保険料について

先月もこのコーナーでお知らせしましたが、労働保険料の今年度の第1期の引落は、7月15日（火）となっております。

もし、引落ができない、金額がわからないということがありましたら、ご連絡ください。

なお、引落不可、集金のお客様については、後日改めて連絡を差し上げますので、よろしくお願い致します。

2. 基礎算定について

今年も社会保険の基礎算定（定時決定）が始まっております。

例年通り、4、5、6月に支払ったお給料を報告しますので、賃金台帳、出勤簿等をお預かりするために、改めてご連絡いたします。

新しいお客様には、今までと違い、期限が7月末となっておりますので、ご心配なきようお願い致します。

また、今年は、基礎算定の時期に合わせ、諏訪市の事業所対象に「算定調査」が行われます、と年金事務所からうかがっていましたが、社会保険労務士に委託していない事業所は諏訪市が対象、委託している事業所は下諏訪が対象、ということが判明しました。

諏訪市で委託の事業所の方にはご心配おかけして申

し訳ありませんでした。来年は対象となりますので、よろしくお願い致します。

また、今回調査対象となったお客様については、ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

3. 被扶養者の確認

今年も被扶養者の確認作業があり、現在各お客様宛、説明書等も同封してお送りする手配をしております。

お手元に届きましたら、説明書をご覧いただき、確認方宜しくお願い致します。

不明点やご質問、確認完了した場合は、ご連絡いただきますよう、よろしくお願い致します。

4. 賞与支払届について

夏の賞与の時季となりました。賞与を支給されたら、お早目にお知らせください。

なお、賞与から引く社会保険料の料率は以下の通りです。

（健康保険	4.925%
＋（介護保険	0.86%
健康保険	5.785%
厚生年金	8.56%

雇用保険 0.5%（建設0.6%）

千円未満を切り捨てた額に以下の率を掛けてください。

賞与額の上限は、健康保険が年度（4／1～翌年3／31）の累計額540万円、厚生年金は1回（同月2回以上支給の場合合算で）150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaikei.jp/sharoushi/index.html>

しゃろうし みやさかの
ひとりごと



— 雑感 —

毎日 暑いですね。早く梅雨
あけたいかなあと思います。

過日「義父の道具箱」のことを書きました。

夫の店でタバコを吸っていたら骨董屋が
来て5000円で持っていたそうです。

隣家のお蔵の中からは おばあ様の着物を
持ていき500円 おいていたそうです。

どういふ所に価値があるのか全然わかりません。

先日 テレビで見ましたが

エリサベス女王が お宝鑑定に出た 飾り物が
偽物で鑑定士がゲラゲラ笑って 女王も
笑っていました。

王室にも偽物があったとはびっくりです。
ハハハ。

話はかわりますが 集団的自衛権を
安倍さんは決めました。

あんたとして いいの? と私は心配して
います。

憲法9条は 目玉のような大事なものを
学校で教わりました。

9条は日本の良心でも あります。

武器をもって 他国をおどしたり しない。

どこにも戦争はいらない。

これ いいじゃないですか?

何より地球のうらぐれまで いって
他国の人を殺したり できません。

子や孫に武器を もたす 国にしては
いいけれど 武器を捨てて 金もうけ
ばんと すぐはいと思います。

平和でこそ 幸せになれるのです。

何より 日本には 54基もの 止まっている
原爆があるのです。

あれをねらわれたら おこまりです。

ボタン 1つで 地球のうらぐれから
ひと 目的の所へ ミサイル でも 落とせる
というでは ありませんか?

こうなったら 世界中と仲よく
おなか いちばん 安全です。

子や孫に 平和な 日本を
残してあげるのは 大人の 責任です。